

参加資格確認書

宮崎市長 清山 知憲 様

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、コンソーシアムでの参加については代表者・構成員についても同様の要件を満たすものであること。

【参加資格要件】

1	宮崎市財務規則(平成元年規則第1号)第120条第3項に規定する入札参加資格者の名簿(令和4・5年度宮崎市競争入札参加資格者名簿 物品・清掃等)に登録があり、第一希望業種が「一般印刷」で、宮崎市内に本店があること。(実施要領 6-(1)関係)	はい・いいえ
2	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。	はい・いいえ
3	手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。	はい・いいえ
※4	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続開始の申立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続の開始後、それぞれ裁判所の更生計画認可または再生計画認可の決定を受けていること。	はい・いいえ
5	民事執行法(昭和54年法律第4号)に基づく金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による換価・取立てにより支払が不可能になった者でないこと、または民事保全法(平成元年法律第91号)に基づく仮差押命令の申立てその他第三者による債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。	はい・いいえ
6	法人等にあつては役員等(個人にあつてはその者)が宮崎市暴力団排除条例(平成23年条例第47号)第2条第3号に規定する暴力団関係者(暴力団員または暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者)ではないこと。	はい・いいえ
7	本プロポーザル実施の告示日(以下「告示日」という。)から契約締結日までのいずれの日においても、宮崎市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱(平成8年告示第19号)または宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱(平成6年告示第198号)による指名停止措置を受けていない者であること。	はい・いいえ
8	コンソーシアムにあつては、さらに以下の条件を満たすこと。 ①コンソーシアムの構成員が単体業者または他のコンソーシアムの構成員として、本プロポーザルに参加しない者であること。(別紙「誓約書」を提出すること。) ②コンソーシアムは、幹事業者を選定し、幹事業者をコンソーシアムの代表者とする。 (別紙「協定書」を提出すること。) ③コンソーシアムの幹事業者は、宮崎市財務規則(平成元年規則第1号)第120条第3項に規定する入札参加資格者の名簿(令和4・5年度宮崎市競争入札参加資格者名簿 物品・清掃等)に登録があり、第一希望業種が「一般印刷」で、宮崎市内に本店があること。 ④コンソーシアムの幹事業者以外の構成員は、宮崎市財務規則(平成元年規則第1号)第120条第3項に規定する入札参加資格者の名簿(令和4・5年度宮崎市競争入札参加資格者名簿 物品・清掃等)に登録があり、宮崎市内に本店があること。また、第一希望業種については、特に指定しないものとする。	はい・いいえ

※4については更正手続開始の申立てまたは再生手続開始の申立ての事実がある者のみ記入すること。

上記のとおり相違ありません。

住 所
商号又は名称
代 表 者

※コンソーシアムの場合は、代表者について記載